

## 埼玉県住宅政策懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 社会経済情勢の変化や県民のニーズに対応した総合的な住宅政策を進めるため、埼玉県住宅政策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 今後取り組むべき県の住宅政策の基本方向、施策の内容等に関すること。
- 二 その他、県の住宅政策の推進上必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会は、座長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 座長は、会議の議長となる。

### (専門委員)

第6条 座長が必要であると認めるときは、懇話会に専門委員を加えることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市整備部住宅課において処理する。

### (設置期間)

第8条 懇話会の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月30日から施行する。

別表

	氏 名	職 名
座長	大月 敏雄	東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 教授
副座長	松本 暢子	大妻女子大学 社会情報学部 環境情報学専攻 教授
	秋元 智子	NPO法人 環境ネットワーク埼玉 事務局長
	石川 みよ子	公益財団法人 埼玉県老人クラブ連合会 女性委員会 委員長
	宇佐見 佳之	埼玉県住まいづくり協議会 会長 (近藤建設株式会社 代表取締役)
	内海 康也	国土交通省 国土技術政策総合研究所 住宅計画研究室 主任研究官
	齊藤 さゆり	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会 副会長
	松島 義浩	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 専務理事 (株式会社ライトアップ 代表取締役)

(座長及び副座長以外は五十音順)